

記載上の注意

- 1 登録 NO.と機械名は免税軽油使用者証のとおりに記載すること。
- 2 6台以上の機械を所有する場合は、5台目(L:M列)をコピーして必要な台数分の列を追加すること。
- 3 この帳簿は月毎に作成すること。
- 4 毎月、次のことを記載すること。
 - ① 日毎の免税軽油の購入数量
 - ② 機械の日毎の給油数量
 - ③ 機械の月初と月末のアワーメーター
 - ④ 月初の实在庫数量
 - ⑤ 月末の实在庫数量
- 5 同一機械を2台以上所有していても、各々について記載すること。
なお、一か月間給油や稼働の実績がない機械については、その月分の記載を省略して差し支えないこと。
- 6 機械にアワーメーターがない場合は、一か月間の稼働時間を「稼働時間月計」に記載すること。
- 7 实在庫数量は、免税軽油を地下タンクやタンクローリーに貯蔵している場合はその残量を、ドラム缶やポリタンクに貯蔵している場合はその本数を確認し残量をリットル(L)数で記載すること。
- 8 燃費は県税事務所において確認するため、記載すること。
Excel で使用する場合は計算式から算出されるが、手書きで使用する場合は使用者において記載すること。
- 9 「免税軽油の引取り等に係る報告書」を県税事務所へ提出する時は、報告期間分のこの帳簿を添付するか提示すること。

【本帳簿に関する問い合わせ先】

★南部県税事務所軽油引取税課	(☎077-567-5408)
西部県税事務所課税一課	(☎077-522-9804)
西部県税事務所高島納税課	(☎0740-25-8012)
南部県税事務所課税課	(☎077-567-5407)
中部県税事務所課税課	(☎0748-22-7709)
中部県税事務所甲賀納税課	(☎0748-63-6106)
東北部県税事務所課税課	(☎0749-65-6608)
東北部県税事務所湖東納税課	(☎0749-27-2205)